

「あいりちゃん殺害事件」差し戻しで波紋

裁判員制度に疑問符



ヤギ被告

門家からは「緻密な議論に向かない」などと、裁判員制度に反対する声が相次いでいる。

一審は全国に先駆けて公判前整理手続きや集中審理が行われ、初公判から判決まで約50日間と迅速化。短期間で合理的な審理を尽くすための手続きだったはずだが、9日の高裁判決は「審理を尽くしておらず違法」とまで指摘した。

「緻密な議論に向かない」

裁判員制度に反対している高山俊吉弁護士（東京弁護士会）は「裁判員制度は、丁寧に証拠を調べて事実を認定するといふ裁判の本質にそぐわない」と切り捨てる。

迅速化が前面に出されることで、「事実を認定するまでの過程が雑になる危険性がある」と警告。「判決を出すのが目的化し、犯罪事実の核となる殺人事件の現場について

も、「どこで殺そうが構わない」という議論になりかねない」と指摘する。元裁判官の井上薫弁護士（東京弁護士会）は争点や証拠を絞り込む公判前整理手続きにも矛先を向ける。

手続きは非公開で裁判員は参加できない。井上弁護士は「憲法に定められた『公開法廷』の趣旨に反する。国民の目の届かないところで、裁判の要といえる審理の枠組みが決定するのは、密室裁判にもつながら」と危機感をあらわにする。

「訴訟は水物。公判の途中で予想外の供述や新たな証人が出てくることはあり得る。事前に決めた枠組みに固執すると、真実から遠ざかってしまう可能性もある」

裁判員が参加するのは、死刑の適用が争点になり得る重大事件。裁判員制度に詳しい西野喜一・新潟大学院教授はこう言う。

「やり直しの裁判は新たに選ばれた裁判員が1審の証拠を理解した上で、刑の重さを判断しなければならぬ。これは他国の司法手続きでも例がなく、裁判官でも大変な作業だ。素人の国民には過酷すぎる」

導入まで半年を切っている裁判員制度、果たしてこのままスタートして大丈夫なのか。